

# 水道行政の最近の動向等について

# 1. 水道法の改正について

# 「水道法の一部を改正する法律」施行までの動き

平成28年	3月～11月	第1回～第9回 厚生科学審議会生活環境水道部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」開催
	11月	専門委員会報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」取りまとめ
平成29年	3月7日	「水道法の一部を改正する法律案」閣議決定・第193回国会へ提出
	9月28日	衆議院解散に伴い廃案
平成30年	3月9日	「水道法の一部を改正する法律案」閣議決定・第196回国会へ提出
	12月6日	衆議院本会議において可決・成立
	12月12日	「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)」公布
<u>令和元年</u>	<u>2月～4月</u>	<u>第10回～第12回 厚生科学審議会生活環境水道部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」開催</u>
	<u>10月1日</u>	<u>「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)」施行</u>

# 水道を取り巻く状況（水道法改正の背景）

## 現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。しかし、以下の課題に直面している。

### ①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（H28年度14.8%）。

### ②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない（年1%の上昇率）。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

### ③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

### ④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

# 水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針(基本方針)

- 改正水道法第5条の2第1項に基づき、国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めるものとされている。
- 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画(「水道基盤強化計画」)を定めることができることとされている。

## 趣旨

- 水道の基盤の強化については、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められている。
- そのため、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保等についての考え方等について、厚生労働大臣が一定の方向性を定め、これに基づき、各都道府県が計画区域内の水道事業者等に対して講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定することが効果的であるためである。

## 基本方針に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- ③ 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の健全な経営の確保に関する事項
- ④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- ⑤ 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項
- ⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

## 策定経過

- 厚生科学審議会生活環境水道部会に設置した「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、平成31年2月6日に審議開始。パブリックコメントを実施した上で令和元年9月30日に厚生労働大臣が告示。

# 改正水道法に基づく広域連携の推進

## 厚生労働省

### 基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

### <都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

## 都道府県

### 都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。  
その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に  
反映可能

広域化の記載内容を  
活用しつつ、充実させることにより策定可能

### 水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。  
都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に  
基づき策定

### 都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

### 水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

#### 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の中の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

#### 連携等推進対象区域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

#### 計画区域

#### 連携等推進対象区域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

#### 連携等推進対象区域③

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

### 広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

#### (構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

## 水道事業者等

- ・ 水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ 水道施設台帳の整備
- ・ アセットマネジメントの実施
- ・ 収支見通しの作成及び公表
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた取組 等

# 近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成22年4月	淡路広域水道企業団	157,600人	兵庫県淡路島内の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市）が統合	21年3ヶ月
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月	大阪広域水道企業団	262,700人 ※3市5町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が統合	10年8ヶ月
令和2年4月 (予定)	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月 (予定)	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

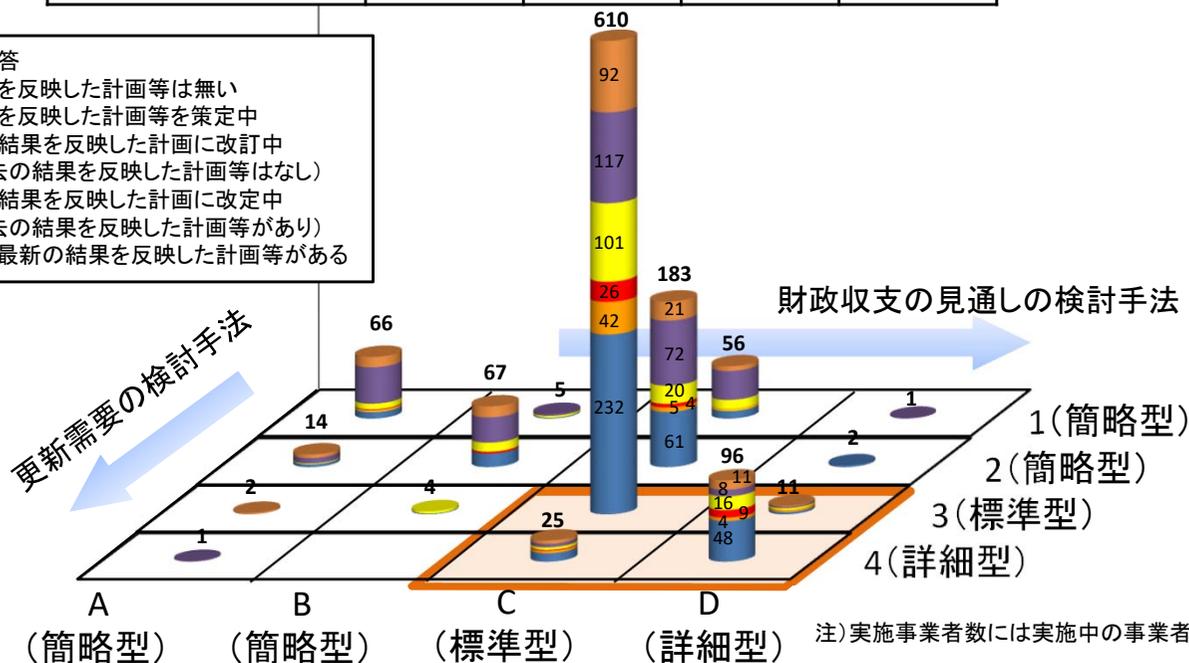
# アセットマネジメントの実施状況等

- 厚生労働省では、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表
- これらの取組により、水道事業者等に対してアセットマネジメントの実施を求めてきた結果、実施率は、平成24年度の約29%から平成30年度の約82%と増加
- 引き続き、アセットマネジメントの実施率の引き上げとともに、精度の低い簡略型から精度の高い型への移行が必要
- アセットマネジメント結果の公表率は約19%であり、水道法改正を踏まえ、公表率の引き上げが必要

検討手法(タイプ別)の実施状況(事業者数)

更新需要の見通しの検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	66	5	56	1
タイプ2(簡略型)	14	67	183	2
タイプ3(標準型)	2	4	610	11
タイプ4(詳細型)	1	0	25	96

- 未回答
- 結果を反映した計画等はない
- 結果を反映した計画等を策定中
- 最新結果を反映した計画に改訂中  
(過去の結果を反映した計画等はない)
- 最新結果を反映した計画に改定中  
(過去の結果を反映した計画等があり)
- 既に最新の結果を反映した計画等がある



## アセットマネジメントの実施状況等

- 平成30年度のアセットマネジメントを実施している事業者<sup>※1</sup>は 82.3% (1,167事業者)。
- 標準精度(タイプ3・C<sup>※2</sup>)以上で実施している事業者<sup>※1</sup>は 52.3% (742事業者)。
- 上記のうち、その結果を基本計画等へ反映している事業者は 35.5% (503事業者)。
- アセットマネジメントの結果を公表している事業者は 19.4% (275事業者)。

※1 実施中の事業者も含まれる

※2 施設の再構築・ダウンサイジング等までは検討していないが、将来の投資必要額(更新需要)は把握

# 水道分野における官民連携の推進

- 改正水道法に基づき令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」において、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」としている。

## 〔参考〕水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年厚生労働省告示第135号）（抜粋）

### 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

#### 1 官民連携の推進

官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つである。

官民連携については、個別の業務を委託する形のほか、法第二十四条の三の規定に基づく水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託（以下「第三者委託」という。）、法第二十四条の四に規定する水道施設運営等事業など、様々な形態が存在することから、官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

- (1) 水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施すること。
- (2) 第三者委託及び水道施設運営等事業を実施する場合には、法第十五条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、民間事業者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施すること。

国は、引き続き、水道事業者等が、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施できるよう、検討に当たり必要な情報や好事例、留意すべき事項等を情報提供するなど、技術的な援助を行うことが重要である。その際、国は、必要に応じて、水道事業者等の行う官民連携の導入に向けた検討に対して財政的な援助を行うものとする。

# コンセッション方式の導入に向けた取組事例

## 宮城県

### <概要>

- 上工下水一体の「みやぎ管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は20年間
- 令和元年12月に条例制定、実施方針策定・公表

### <スケジュール>

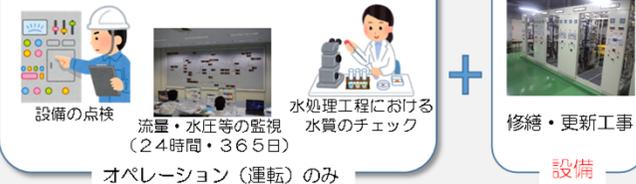
- 令和2年3月 募集要項等公表・募集開始
- 令和3年6月又は9月議会 運営権設定提案・議決
- 令和4年4月から事業開始

(上記は現時点の予定であり、今後、状況に応じて随時変更される可能性がある)

### 県が事業全体を総合マネジメント

#### 民間事業者の業務

※事業期間20年間



#### 県の業務



(宮城県資料より)

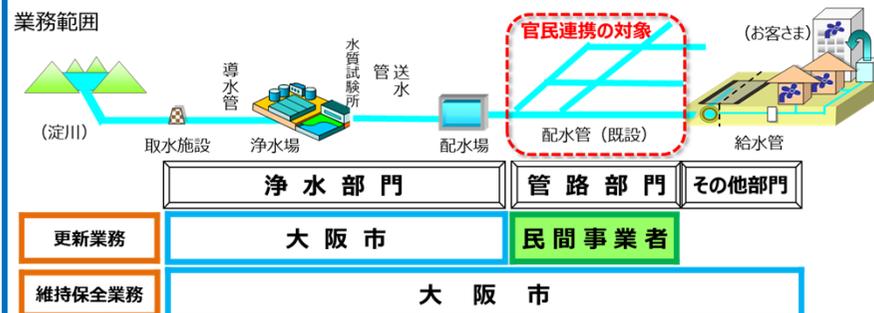
## 大阪市

### <概要>

- 管路更新業務全般を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は16年を予定
- 令和2年2・3月議会に実施方針条例案を提出

### <スケジュール>

- 募集手続き等を経て、令和4年4月に事業開始予定



民間事業者：管路更新業務全般（施工計画の策定から設計、発注、施工、施工監理まで）

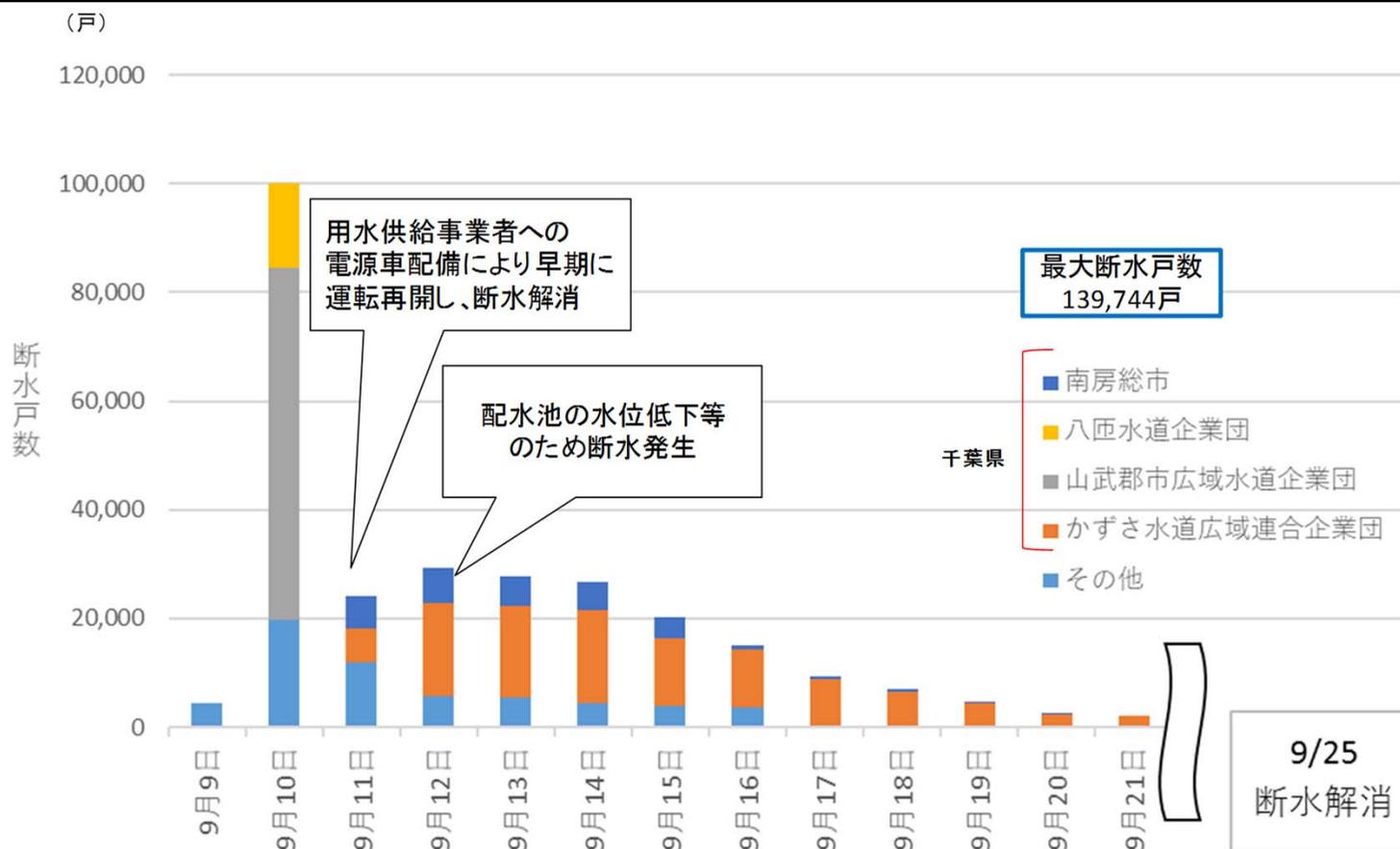
大阪市：管路更新以外の施設更新、維持保全（管路含む）等

(大阪市資料より)

## 2. 自然災害の発生状況と対策について

# 令和元年房総半島台風による水道の被災・復旧状況

- 令和元年房総半島台風に伴う浄水場等の停電などにより水道施設の運転が停止し、千葉県、東京都、静岡県内の27事業者、約139,700戸で断水被害が発生。
- 停電により水道施設が稼働停止し、地域によっては復電に時間を要したため断水が長期化した。電源車や発電機の配備により早期に復旧できた施設もあるが、応援できる数に限りがあったほか、地域によっては道幅が狭く配備できない箇所があった。
- 非常用発電設備の設置などの停電への備えや配水システムのネットワーク化等により、災害に強い強靱な水道の構築が急務である。



電源車の配備



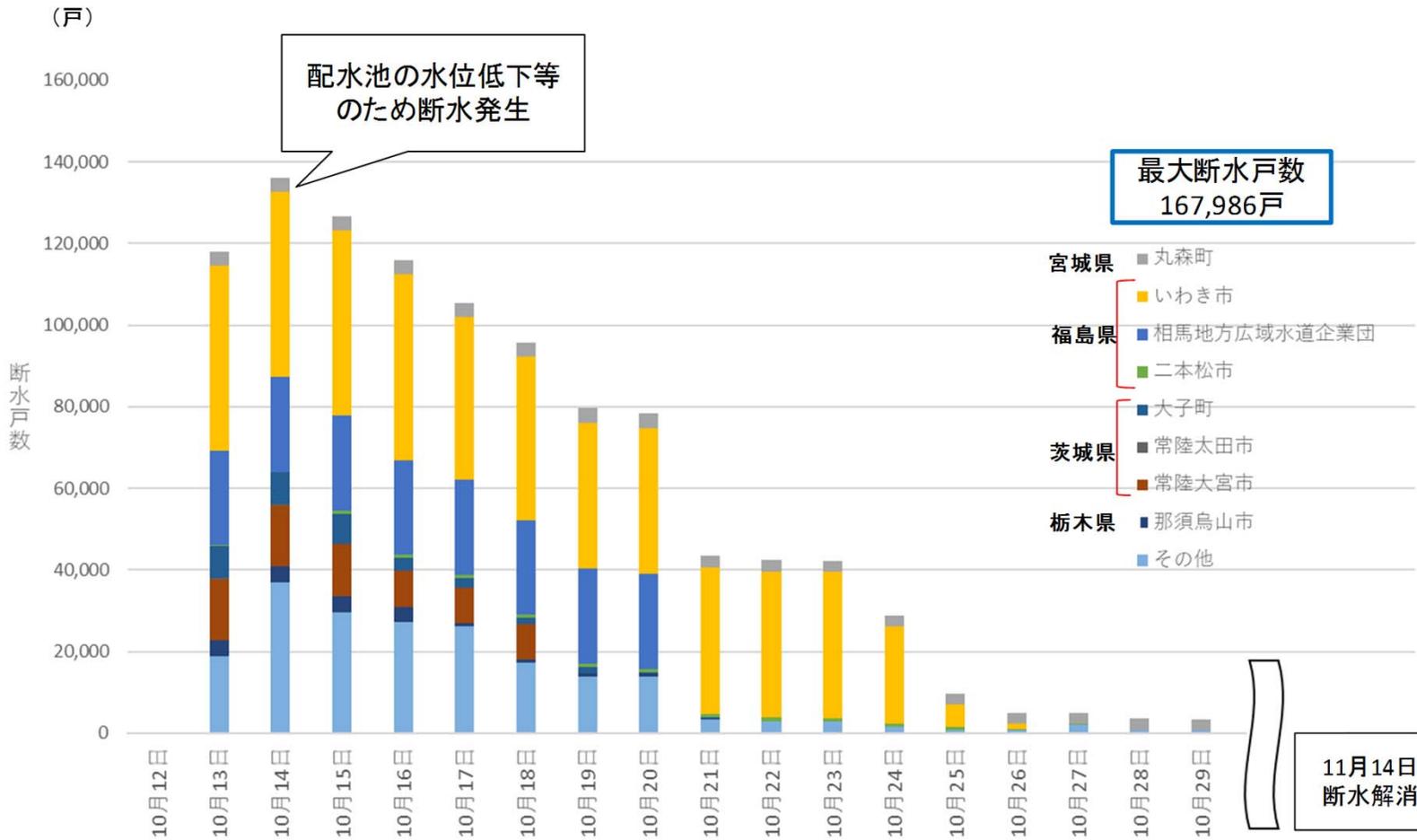
被災状況(配水場門扉付近)

# 令和元年東日本台風による水道の被災・復旧状況

○令和元年東日本台風に伴う浄水場等の冠水などによる水道施設の運転停止や配水管等の破損により、福島県、茨城県など14都県103事業者、約168,000戸で断水被害が発生。特に、福島県いわき市の平浄水場では浄水場の冠水に伴う電気設備の故障により機能が停止し、運転再開までに時間を要した。

○配水システムのネットワーク化により、被災していない別ルートを用いた給水が可能であった地域では比較的、断水解消が早かった。

○水害への備えや配水システムのネットワーク化等により、災害に強い強靱な水道の構築が急務である。



いわき市平浄水場の冠水



丸森町の道路崩落等によるアクセス路(県道)被災

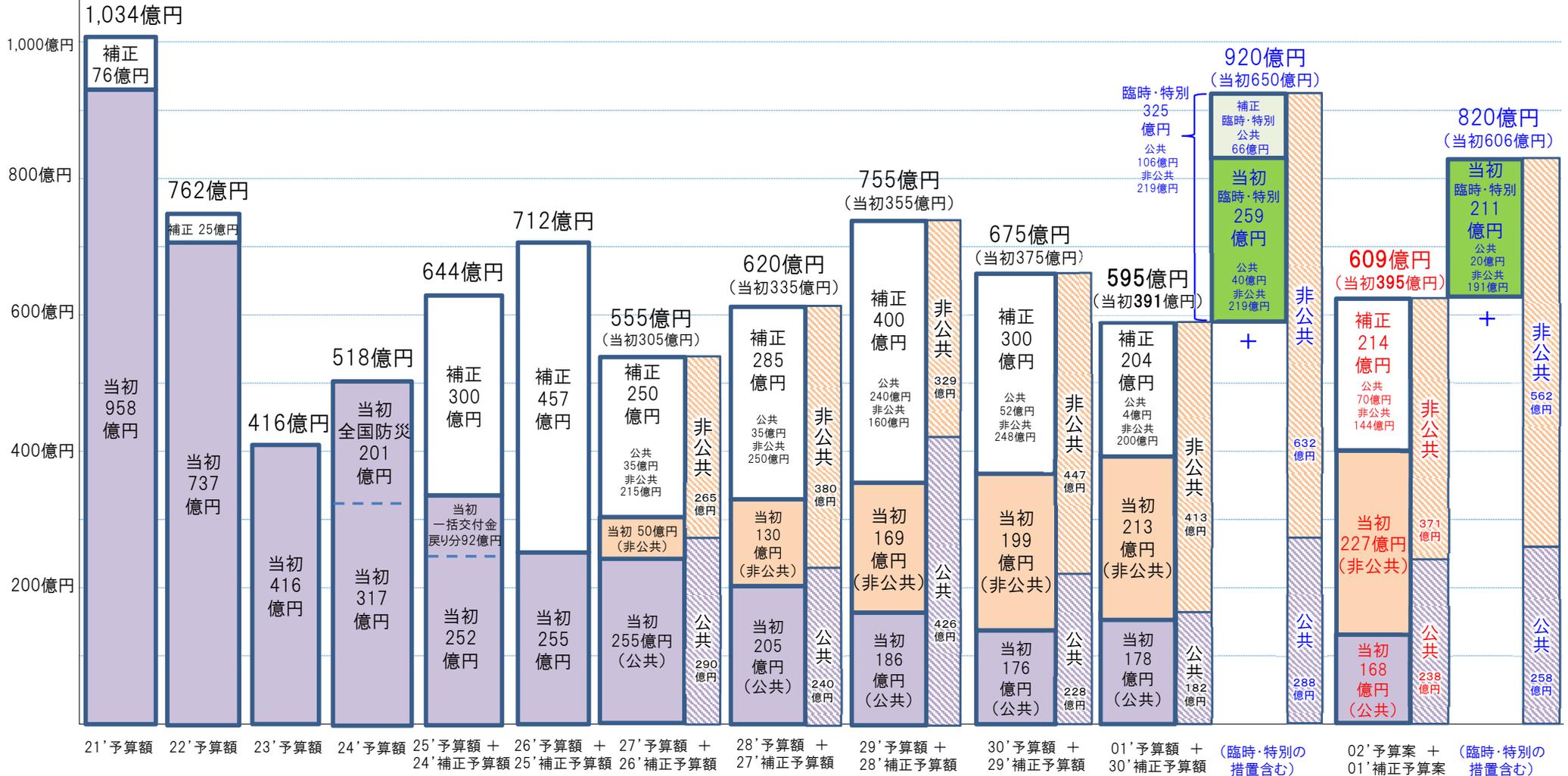


丸森町石羽浄水場の取水口流出

### 3. 令和2年度予算案等

# 水道施設整備費 年度別推移 (平成21年度予算～令和2年度予算案)

**公 共** : 水道施設整備費補助金…簡易水道やダム等の施設の整備事業に対する財政支援  
**非公共** : 生活基盤施設耐震化等交付金  
 …水道施設の耐震化や水道事業の広域化に資する施設整備事業に対する財政支援  
 ※交付金の創設(平成26年度)以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金で対応



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 平成25年度以降は、前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

注3) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

# 水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策

## 現状と課題

令和2年度予算案: 211億円(公共20億円、非公共191億円)

- 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設\*の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。\* 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

## 対応方針

(1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場



自家発電設備の設置等の停電対策

補助率: 1/4 実施主体: 都府県、市町村等の上水道事業者、  
水道用水供給事業者

(2) 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場



土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策

補助率: 1/3 実施主体: 都府県、市町村等の上水道事業者、  
水道用水供給事業者



土砂流入防止壁のイメージ

(3) 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある  
浄水場



防水扉の設置等の浸水災害対策

補助率: 1/3 実施主体: 都府県、市町村等の上水道事業者、  
水道用水供給事業者



浸水災害対策のイメージ

(4) 耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設  
(浄水場、配水池等)



耐震補強等の地震対策

補助率: 1/4等 実施主体: 都府県、市町村等の上水道事業者、  
水道用水供給事業者

(5) 耐震性の低い基幹管路



耐震適合率の目標(2022年度末までに50%)  
達成に向けて耐震化のペースを加速

補助率: 1/3等 実施主体: 都府県、市町村等の上水道事業者、  
水道用水供給事業者



配水池の耐震化工事  
(内面からの壁・柱等の補強)

# 令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案における主な制度改正案

：令和2年度当初予算による措置

：令和元年度補正予算による措置

：「臨時・特別の措置」による措置

## 1. 水道法改正等を踏まえた生活関係施設耐震化等交付金のメニューの拡充〔非公共〕

### ① 指導監督交付金の対象拡大

令和元年10月1日の改正水道法の施行に伴い策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」において、水道事業等の運営に当たっては、知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が求められている

都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して財政支援を実施する

- 水道事業者等の人材育成のための研修事業
- 小規模な水道事業者等に対する技術者派遣によるOJT事業

### ② 事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

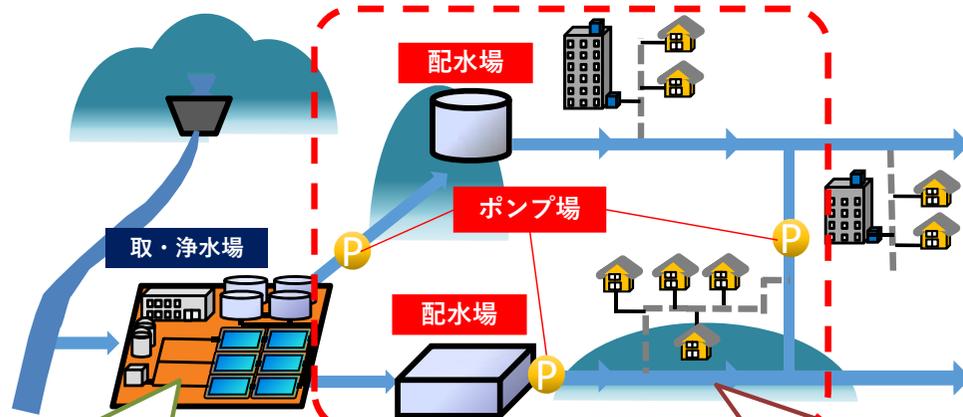
改正水道法に基づき、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を的確に把握した上で必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水道事業者等が行う**配水池及び浄水場等の統合整備等を行う事業**に対して、**財政支援を実施**する

## 2. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の拡充〔公共・非公共〕

令和元年度台風第15号、第19号による被害等を踏まえ、全国の上水道施設・管路に関する緊急対策を更に推進する

### ① 停電・土砂災害・浸水災害対策の拡充〔公共〕



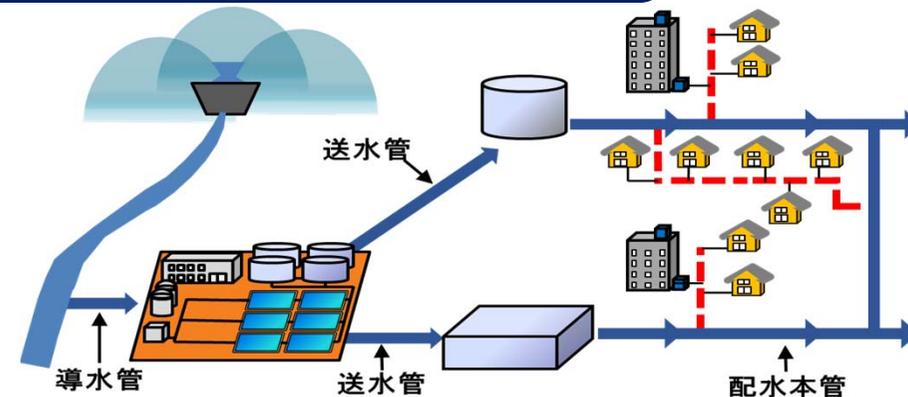
取・浄水場について、停電・土砂災害・浸水災害対策を実施  
※ただし1事業者1施設に限る

浄水場の下流にある施設（配水場・ポンプ場）は対策対象外

断水影響が2千戸以上など影響が大きい取・浄水場を対策の対象にする  
※1事業者1施設に限らない

配水場・ポンプ場※を新たに緊急対策の対象に加えることにより、対策の効果を発現させる  
※取・浄水場において対策を実施する計画のある施設を対象とする。

### ② 水道管路の耐震化等対策の拡充〔非公共〕



基幹管路の耐震化は緊急対策の対象

→ 基幹管路（導水管、送水管、配水本管）  
- - - 配水支管

配水支管の国庫補助対象は地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院等や、災害時要援護者の避難拠点等の給水優先度が高い施設に水道水を配水するものに限定

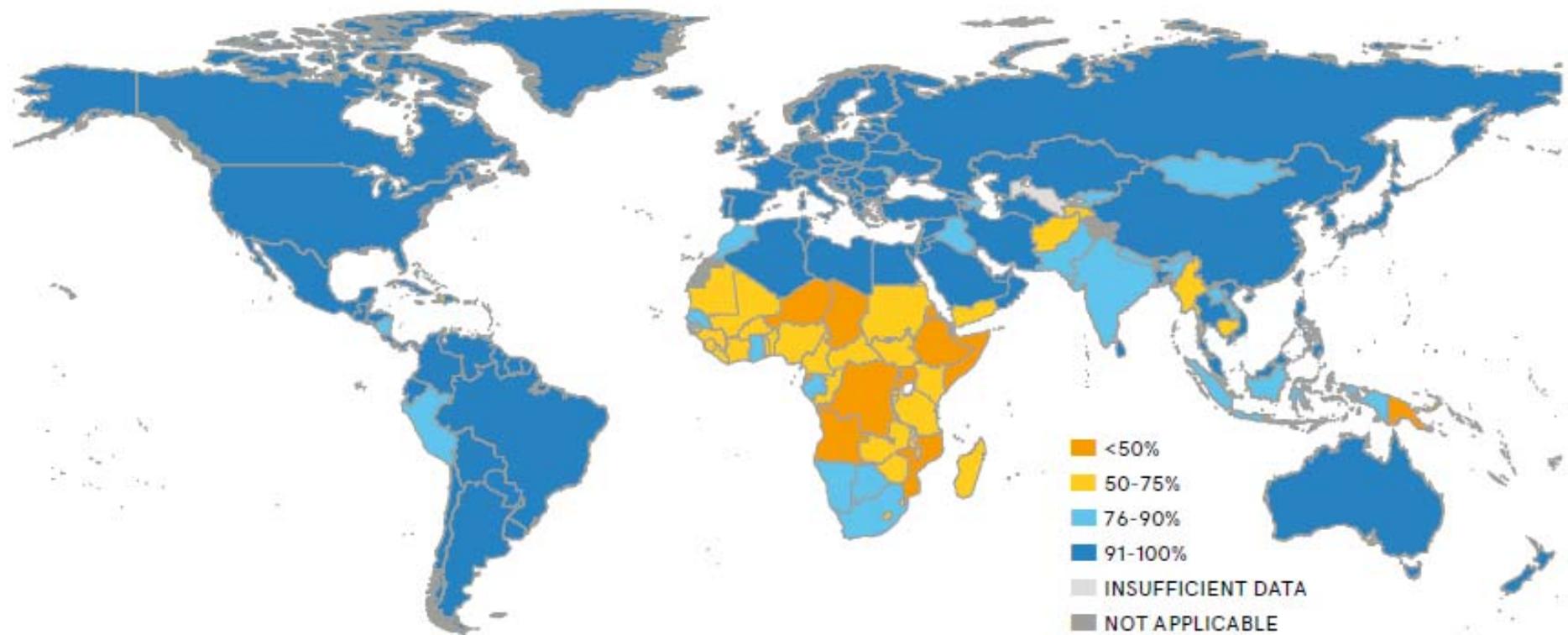
左記のほか、地域防災計画に位置づけられていない学校※や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものを国庫補助対象に加え、水道管路の整備を更に促進

※避難所に位置づけられていないものを想定

## 4. 水道分野の国際展開について (水インフラの海外展開について)

# 世界の水道の状況

約8.4億人が基本的な給水サービスを利用できない（2015年）



基本的な給水サービスを利用できる人々の割合（2015）

# SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs: Sustainable Development Goals

## SDGs

期間 : 2016~2030年  
目標 : 17ゴール・169ターゲット  
対象 : すべての国のための目標



## MDGs

期間 : 2001~2015年  
目標 : 8ゴール  
21ターゲット  
対象 : 途上国のための目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



### 【目標6】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

〈ターゲット6.1〉  
2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する

※ 全8ターゲット

# 新水道ビジョンにおける国際展開

(平成25年3月公表)

JICAが実施するODAをはじめとした国際貢献と水ビジネスの連動、連結を目指す

## 【実現方策】

### ■ 職員の研修による人材育成

- JICA技術協力プロジェクトへの積極的な協力
- 国際経験を積み上げた高度な水道技術者の積極的な養成

### ■ 海外への展開と水ビジネスの連動推進

- 相手国政府や地元水道事業者とのパートナーシップをベースに日本の水道技術、企業のPRを実施
- 国際貢献と水ビジネスの連動を目指し、官と民の連携による案件発掘の推進

### ■ 日本の技術・ノウハウの国際的活用

- 経済発展を続けるアジア・アフリカ諸国の水需要の高まり、国際的な水ビジネスの成長性を視野に入れた日本の技術・ノウハウの海外市場展開

# 我が国のインフラ輸出の方針

## 海外の成長市場の取り込み

政府計画	備考
産業競争力の強化に関する実行計画 2018年版	平成30年2月閣議決定
成長戦略フォローアップ	令和元年6月閣議決定
インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）	令和元年6月经協インフラ戦略会議※で決定

- 2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を実現
- IoT等 Society 5.0時代の高度技術をいかした海外展開を図る
- 「インフラシステム輸出戦略」の重点施策を官民一体で推進
  - 中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進
  - 海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進
  - 優れた水・廃棄物処理等のノウハウ・技術の海外展開 等

※ 経協インフラ戦略会議

我が国企業によるインフラ・システムの海外展開等を支援するとともに、海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図る。

・議長 内閣官房長官

・構成員 副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

# 海外展開戦略（水）

## ■ インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）に基づき、水分野の海外展開戦略を策定

### → 海外展開戦略（水）（2018年7月 内閣官房）

本戦略においては、水分野における国内・海外の市場動向や我が国の強み、競合国の動向等を踏まえ、我が国として注力すべき重点領域を整理し、今後の海外展開の取組の方向性を提示

### <我が国企業の海外展開に向けた横断的な対応策>

1. 我が国の技術・ノウハウのパッケージ提案
2. 独法等の知見の活用
3. 国内での知見の蓄積
4. 各国のニーズに応じた上流からの提案
5. ソフトインフラの支援強化
6. 幅広い海外パートナーとの連携
7. 質が高く安全な技術の国際スタンダード化
8. 公的支援の拡充

# 海外展開戦略（水道分野）2018

- 「海外展開戦略（水）」が策定されたことを踏まえ、水道分野における対応方針を取りまとめた

## → 海外展開戦略（水道分野）2018

（2019年3月 厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課）

### <有識者による検討委員会※を設置>

- 委員 : 8人（水道事業者、水道関連団体、民間企業）
- 開催回数 : 3回（平成30年12月～平成31年3月）

※ 平成30年度の検討委託業務の受託者が設置

### <水道分野における海外展開の対応方針>

- 海外展開戦略（水）は水インフラ分野全体にわたるものであることから、当該戦略を推進するに当たり、厚生労働省が水道分野においてどのように対応するのかを検討し、その対応方針をまとめたもの

# 海外展開戦略（水道分野） 2018

	海外展開戦略（水）で示された横断的な対応策	水道分野における海外展開の対応方針（要旨）
1	<p>我が国の技術・ノウハウのパッケージ提案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>水インフラに関連する様々な技術・ノウハウの一体での売り込み</li><li>国内の構造的課題と海外進出を一体として検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>例えば、国際展開に意欲のあるエンジニアリング企業やインフラ投資に注力する投資企業を中心となって特定目的ファンドを形成し、資産を準備し、その資金を活用して専門企業によるチームを組織した上で、厚労省や関係省庁、自治体の協力の下、海外進出を図ることが考えられる</li><li>厚生労働省は、このような体制が将来的に形成されるための地盤づくりとして、<u>現在海外で進行中の様々な水道関連の活動やプロジェクト等が相互に連携を深め、具体的な案件が形成されるよう関係者の横連携を強め、経験を蓄積していく取組を推進していく</u></li></ul>
2	<p>独法等の知見の活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>プロジェクトの各段階における、独法等が有する公的な信用力や専門的技術・ノウハウの活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日本の水道分野には該当する独法等は存在しないため、これまでと同様にODA等において積極的に参画する<u>地方自治体の協力を得ながら日本企業の海外展開を支援する</u></li></ul>

# 海外展開戦略（水道分野） 2018

	海外展開戦略（水）で示された横断的な対応策	水道分野における海外展開の対応方針（要旨）
3	<p>国内の知見の蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内事業でのコンセッション契約の進展等を通じた蓄積される知見の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、改正水道法に基づくコンセッション事業が実施されるなど<u>官民連携の推進によって蓄積される知見等が国際展開の分野においても効果をもたらすものと期待される</u></li> </ul>
4	<p>各国のニーズに応じた上流からの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスタープラン策定等の上流段階から関与することによる、各国のニーズに応じた我が国独自の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省は、<u>マスタープラン策定の推進を通して、公衆衛生としての水道という概念や有収率の向上など、日本の水道システムを支える考え方を移転することで、我が国企業が進出しやすい環境の形成に努める</u></li> <li>また、<u>海外においてマスタープラン策定に関わる経験は、高い人材育成効果をもたらすことを我が国の水道事業者等に紹介することで水道事業者の理解を得つつ、水道インフラの海外展開への協力を得る</u></li> <li>この他、<u>過去に我が国のODAによって整備された水道施設の更新事業・リハビリ事業の案件化、相手国の水道事業者等に向けた事業権付無償等の制度の分かりやすい紹介など、各国のニーズに応じた提案が可能となるような取組を推進する</u></li> </ul>

# 海外展開戦略（水道分野） 2018

	海外展開戦略（水）で示された横断的な対応策	水道分野における海外展開の対応方針（要旨）
5	<p>ソフトインフラの支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹都市間の交流やJICAの技術協力への参画を通じた、現地の人材育成や事業の理解醸成</li> <li>・ 地方公共団体による技術や製品の紹介による理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人材育成</u>の他、<u>法制度整備等</u>に焦点をあてた取組を今後も支援していく</li> <li>・ 日本が他国に勝てる要素技術については、<u>国内外の展示会に出展する等の取組</u>に加え、<u>我が国のコンサルタントや現地JICA専門家等からの積極的な情報発信</u>を行えるよう支援する</li> <li>・ この他、人材育成や我が国の技術への理解促進を図る方策として、<u>過去に我が国と関わりを持った海外の水道人材との関係の活用</u>、<u>東南アジア地域におけるトレーニングセンターを通じた人材育成等</u>が上げられる</li> </ul>
6	<p>幅広い海外パートナーとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州や新興国の水事業会社、現地ローカル企業との連携</li> <li>・ 公的金融の活用方法見直し・活用促進、企業間マッチング支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>厚生労働省等がこれまでに実施してきた現地でのセミナーは、現地企業と我が国企業が連携した案件形成のきっかけとなり、JICAによる中小企業の進出支援制度の活用にもつながっていることから、今後も引き続き、これらの企業等の活動の成果を国内や海外に向けて紹介するなど、横連携を推進していく</u></li> </ul>

# 海外展開戦略（水道分野） 2018

	海外展開戦略（水）で示された横断的な対応策	水道分野における海外展開の対応方針（要旨）
7	<p>質が高く安全な技術の国際スタンダード化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ライフサイクルコストの評価や安全性・環境影響等の視点の導入</li><li>・ 「APEC水インフラの質に関するガイドライン」の実現や技術セミナーの開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道分野において「質の高いインフラ」を各国で定着させるため、<u>ライフサイクルコストの評価に加え、アセットマネジメント、水安全計画等の視点について、体系的な情報提供と理念共有を図る取組を推進する</u></li></ul>
8	<p>公的支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ODAが引き続き重要なツール</li><li>・ 投融資支援、ソフトインフラ支援、F/S調査、実証試験、在外公館による現地サポート等も重要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道分野の我が国企業の海外展開にあたっては、<u>水道分野の海外展開に関わる関係省庁、JICA等の援助実施機関、水道事業体民間企業や団体、研究機関等の様々な主体間での情報共有や連携・調整が重要</u>であり、今後、厚生労働省としては、これらの点を踏まえつつ、相手国及び企業のニーズに基づき、支援策の見直し、拡充を進めていく</li></ul>

# 厚生労働省による国際展開事業

東南アジア地域の開発途上国において、案件発掘の段階から官民（厚生労働省、地方自治体及び民間企業等）が連携し、相手国との良好な関係構築を図りながら、日本の水道産業の国際展開を支援する取組を実施。

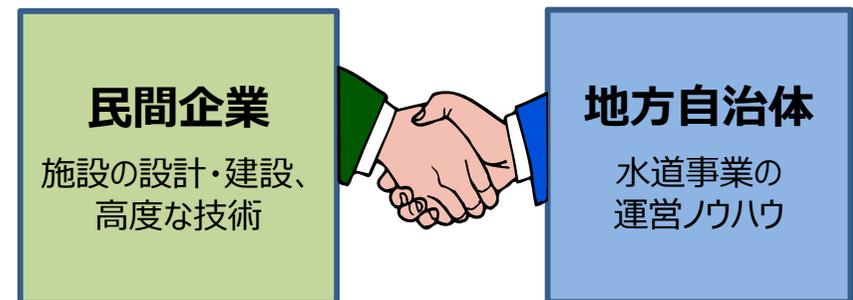
## ■ 水道セミナー・現地調査

日本の民間企業と水道事業者等が共同して、対象国の政府や水道関係者に対する技術セミナーや調査を開催し、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図る。



## ■ 案件発掘調査

日本の民間企業と水道事業者等が共同して、対象国の計画・案件を調査し、事業実施に向けて、日本の技術を導入する方策を検討する。



### <日本企業の主な受注実績>

#### カンボジアでの事例

現地調査（平成20年度、平成25年度）に参加した日本企業が、平成28年にJICA無償資金協力事業「カンポット市上水道拡張計画」の施工を受注（約21億円）。

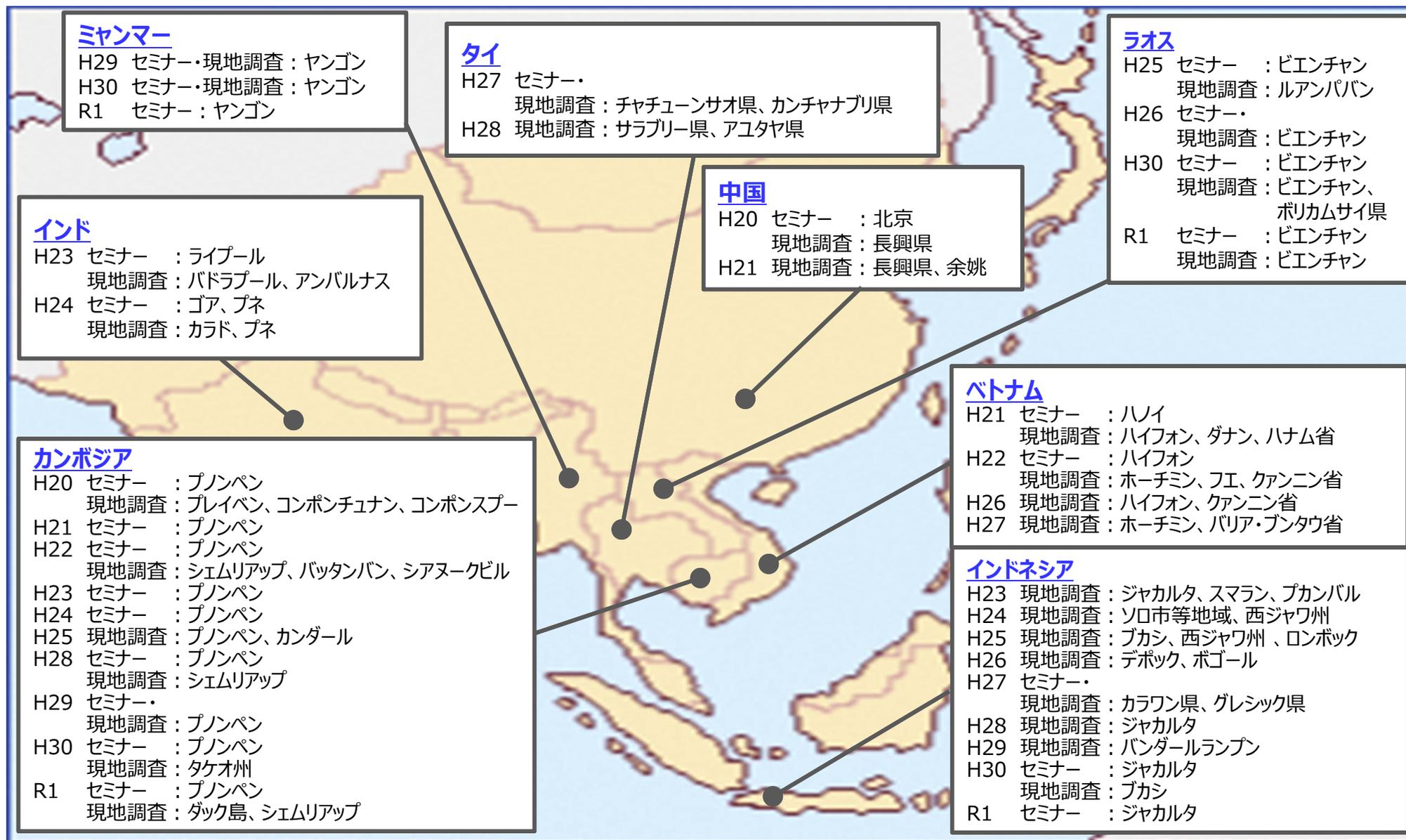
#### ベトナムでの事例

水道セミナー・現地調査（平成22年度）、案件発掘調査（平成25年度、平成26年度）に参加した日本企業が、平成30年にJICA無償資金協力事業「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」の施工を受注（他1社とのJVで約20億円） 30

# (参考①) 水道産業の国際展開事業

## ■ 水道セミナー・現地調査の実績

H20年度～R1年度実績：8か国において、セミナー25回、現地調査28回実施。



## (参考②) 水道産業の国際展開事業

### ■ 案件発掘調査の実績

H23年度～R1年度実績：7か国において、14回実施。



## (参考③) 令和元年度事業について

令和元年度は、カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシアの4か国で水道セミナーを開催。ミャンマーで案件発掘を実施。

対象国	実施内容	参加企業
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>日カンボジア水道セミナー2020を北九州市と共催。カンボジア水道事業の課題や日本に求める支援、日本からの協力状況について情報交換を実施</li> <li>ダック島民営水道事業、シェムリアップ上水道拡張事業(円借款)を視察し、日本企業等からの支援とカンボジア水道での活用状況を確認</li> </ul>	25社
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>日ラオス水道カンファレンス2020をMaWaSU2<sup>(※)</sup>と共催。これまでの支援成果(技術基準策定等)を発表し、意見交換を実施</li> <li>ラオス国内の水道公社に対し、日本企業から技術紹介を実施</li> </ul>	13社
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>日ミャンマー水道ワークショップ2020を開催。ミャンマー地方給水の現状や水道所管部局の不在等の課題について情報交換を実施</li> <li>ヤンゴン市高官を訪問し、日本のPPPの活用状況や課題、ヤンゴン市でのPPPの状況、日本の支援について情報交換を実施</li> <li>ミャンマー水資源開発委員会を表敬訪問し、日本の支援を有効活用するためにも水道所管部局の設置が必要であること等について意見交換を実施</li> </ul>	7社
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤンゴン市近郊を視察し、地方給水の現状把握、常時給水に向けた事業の案件発掘を実施</li> </ul>	4社
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>日インドネシア耐震基準策定支援ワークショップ2020を開催。日本の水道施設における耐震設計基準及び災害時における日本水道協会の役割等を説明し、意見交換を実施</li> <li>インドネシア商工会議所を訪問し、同国水道事業の現状及び大規模開発事業等について情報交換を実施</li> <li>西ジャワ州政府高官を訪問し、日本企業から技術紹介を実施</li> </ul>	5社



シェムリアップ上水道拡張事業視察(カンボジア)



日ラオス水道カンファレンス(ラオス)



ヤンゴン近郊地方給水案件形成(ミャンマー)